

最低制限価格の設定等について

1 最低制限価格設定の対象工事等

請負対象額3千万円未満の建設工事又は業務委託のうち次のいずれかに該当するもの

- (1) 測量
- (2) 地質調査
- (3) 屋外での作業を主とする維持管理業務
- (4) 設計金額2,000万円未満の土木関係建設コンサルタント業務
- (5) 徳島県測量、建設コンサルタント業務等入札後審査方式一般競争入札実施要領第2条に規定する対象業務において入札後審査方式によることが適当でないと認められる業務
- (6) 設計金額5,000万円未満の建築関係建設コンサルタント業務
- (7) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務
- (8) 設計金額2,000万円未満の補償関係コンサルタント業務

2 (略)

3 最低制限価格算出等

- (1) 請負対象額3千万円未満の建設工事の最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格(税抜き) = 最低制限基本価格(税抜き) × ランダム係数」

最低制限基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68」

ロ 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.68」

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

- (2) 1(1)～(7)の業務委託の最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格(税抜き) = 最低制限基本価格(税抜き) × ランダム係数」

最低制限基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～トの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の2/3である場合は千円未満を切り上げる。

ただし、イ、ロ及びへへの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8.5/10を超える場合は予定価格の8.5/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とし、ハの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とし、ニ、ホ及びトの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8.1/10を超える場合は予定価格の8.1/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とする。

イ 測量

「直接測量費+測量調査費+諸経費×0.55」

ロ 地質調査

「直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.6」

ハ 屋外での作業を主とする維持管理業務

「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68」

ニ 土木関係建設コンサルタント業務

「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5」

ホ 建築関係建設コンサルタント業務

「直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6」

へ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務

「直接業務費+諸経費×0.3」

ト 補償関係建設コンサルタント業務
「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5」

4 実施時期

令和7年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用する。